

印西クリーンセンター次期中間処理施設整備事業に係る環境影響評価準備書  
委員から寄せられた質疑・意見に対する都市計画決定権者の見解

令和6年2月22日提出  
印西市

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解	備考
1	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) 次期施設の用地(対象事業実施区域)は公募したとのことだが、その用地周辺は耕作放棄地か。	(10月20日委員会での回答) 対象事業実施区域及びその近隣では、耕作されている方、されていない方ともにいる状況の中で、用地の公募を実施しました。	
2	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) 次期施設はなぜ2炉構成としているのか。	(10月20日委員会での回答) 故障時の対処や点検整備において、1炉構成より優位であるため、また、発電効率において3炉構成より優位であるため、2炉構成としています。	
3	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) ごみ処理の流れを見ると、組合管内にプラスチックの中間処理施設はないようだが、選別等を行わずに直接業者が引き取っているのか。	(10月20日委員会での回答) 組合管内では、リサイクル事業者が収集ステーションから容器包装プラスチックを直接回収し、リサイクルしています。	
4	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) リチウムイオン電池を含む小型家電が処理ラインに混入した場合のリスクについて教示願いたい。	(10月20日委員会での回答) 当日未回答 (10月20日委員会後の追加回答) リチウムイオン電池及びリチウムイオン電池が除去できない小型家電製品が、リサイクルセンターの処理ラインに混入した場合、破砕機内等で発火する恐れがあります。次期施設の要求水準書では火災防止のための各種検知設備や消火設備の設置を指定しています。	
5	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) 再生品の修理は現施設で実施しているのか。また、次期施設でも再生品の修理販売は継続する予定か。	(10月20日委員会での回答) 現施設では、搬入された廃家具のうち再利用可能なものは補修を施し、販売を行っています。この活動については、市民から理解を得ていることから、次期施設でも継続する予定です。	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解	備考
6	事業の目的及び内容	事業計画 悪臭	(12月21日委員会での質疑・意見) 焼却炉の休止時にごみピット内の臭気を臭気濃度500となるように脱臭を行うとのことであったが、活性炭吸着法で脱臭を行うにすれば目標値が高すぎるように考えられる。活性炭脱臭装置を使用するのであれば、通常臭気濃度は100以下になるだろう。地域振興施設にはたくさんの人が来場すると思われるので、より厳しい目標値を設定するべきではないか。また、目標値が緩いと、破過したまま脱臭装置を使用し続けることができてしまう。公害を発生させないよう、脱臭装置の維持管理は適切に行われたい。	(12月21日委員会での回答) 臭気濃度については、現施設の目標値(煙突・臭突出口：臭気濃度500、敷地境界：臭気濃度15)を基準として、次期施設においても自主目標値として引き続き遵守することとして、地元と協議を進める予定です。 なお、現施設では準備書p.86に示すように、実際は臭突(脱臭ダクトの出口)から臭気濃度500の排気が排出されることはなく、敷地境界でも臭気濃度10未満となっています。次期施設では現施設と同等以上の臭気対策を計画しているため、大きな問題になることは無いと考えております。	
7	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) 事業区域の隣地で地域振興策としてバーベキュー場等の施設整備が計画されているが、これらの計画は次期施設の整備事業に含まれるのか。 地域振興策に係る施設は次期施設と同時に建設するのか。	(10月20日委員会での回答) 地域振興策については、当組合が別事業で実施するものであり、温浴施設を中心とした多機能な施設を設置する計画です。アセス対象にはならないものとして、方法書時から整理しています。 (10月20日委員会後の追加回答) 地域振興策に係る施設は、令和8年度から令和9年度にかけて建設工事を予定しています。この2年間については、次期施設と工期が重なることとなります。	
8	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) 対象事業実施区域西側の林地は地域振興策に係る施設の開発範囲に含まれているのか。	(10月20日委員会での回答) 当日未回答 (10月20日委員会後の回答の追加回答) 地域振興策の事業範囲は準備書p.34図2.3-12に示すとおりで、対象事業実施区域西側の林地は地域振興策の事業範囲に含まれておりません。	
9	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日委員会での質疑・意見) 雨水浸透施設を設置する計画であるが、どのようなものを設置するのか。	(10月20日委員会での回答) 雨水浸透施設については次期施設の要求水準としており、具体的に指定されたものではありません。透水性の柵や、浸透トレンチ等が整備されるものと想定しています。	
10	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日現地調査での質疑・意見) 排水先を教示願いたい。	(10月20日現地調査での回答) 吉田排水路、松崎排水路を利用する予定です。なお、最終的に宗像集水路へと接続します。	
11	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日現地調査での質疑・意見) 宗像集水路の水は、水田で使用されているのか。	(10月20日現地調査での回答) 用排水路のようですが、現在はポンプ小屋を設置して汲み上げた地下水を使用しており、排水の使用が主と思われます。	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解	備考
1 2	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日現地調査での質疑・意見) 施設の煙突の高さについては、自治体によって60mであったり120mであったりとまちまちであるが、どのような基準で決めているのか。	(10月20日現地調査での回答) 定まった基準はありませんが、航空法による制限地域であれば、59m以下となる場合もあります。対象事業実施区域は制限地域とはなっていません。なお、煙突が高くなるほど、大気中への拡散効果は高くなりますが、建設費も大きくなります。	
1 3	事業の目的及び内容	事業計画	(10月20日現地調査での質疑・意見) 次期施設の煙突について、高さが70m、80mの場合も検討したのか。 煙突高さは59mとのことだが、どの面からの高さか。	(10月20日現地調査での回答) 検討しています。70m、80mの場合でもほとんど結果は変わらず、拡散効果、費用の総合的視点からから59m以下が適切と考えております。 対象事業実施区域を5m切下げる計画であり、切り下げた地盤面からの高さ59mとなります。	
1 4	調査・予測・評価	大気質	(10月20日委員会での質疑・意見) 資料2 p.33の降下ばいじん量の調査結果が、準備書p.248表7.2-4の記載と異なるので確認されたい。	(10月20日委員会での回答) 確認後、回答します。 (10月20日委員会後の追加回答) 資料2 p.33の降下ばいじん量の調査結果が誤りで、準備書p.248表7.2-4(春季:4.1 t/km <sup>2</sup> /月、夏季:1.5 t/km <sup>2</sup> /月、秋季:3.1 t/km <sup>2</sup> /月、冬季:1.0 t/km <sup>2</sup> /月)が正です。	
1 5	調査・予測・評価	大気質	(10月20日委員会での質疑・意見) 資料2 p.33の浮遊粒子状物質の環境基準が「0.01mg/m <sup>3</sup> 以下」となっているが、「0.10mg/m <sup>3</sup> 以下」の誤りと思われる。確認、修正されたい。	(10月20日委員会での回答) ご指摘のとおりです。今後修正します。	
1 6	調査・予測・評価	大気質	(10月20日委員会での質疑・意見) 資料2 p.36に、評価結果として「工事用車両及び収集運搬車両の走行による排ガスの予測」とあるが、これらの結果は、いずれもバックグラウンドと一般車両の測定結果に工事用車両等の排ガス予測を足した値という理解で良いか。	(10月20日委員会での回答) ご理解のとおりです。	
1 7	調査・予測・評価	大気質	(10月20日委員会での質疑・意見) 準備書p248表7.2-4に、春季の降下ばいじん量15.0t/km <sup>2</sup> /月が欠測とされており、その理由として「虫の混入があったため」との記載があるが、本当にそれが原因か。実際には計測における虫の混入はよくあることで、その場合でも測定を継続するケースは多い。 また、虫は溶解性物質に入るのか。	(10月20日委員会での回答) 確認後、回答します。 (10月20日委員会後の追加回答) 小さな虫の混入程度であれば、取り除いて有効データとすることが多いのですが、欠測扱いとした春季データは、測定時にカナブンの死骸が大量に混入していました。測定機器の点検時に大きな死骸は取り除いていますが、測定機器に残留した死骸の破片は不溶解性物質の値に、虫から染み出した排泄物や体液	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解	備考
				は溶解性物質の値に反映されている可能性があることから、再測定を実施しました。 虫の破片は不溶解性物質に該当します。溶解性物質には虫から染み出た排泄物、体液等が該当します。	
18	調査・予測・評価	大気質	(10月20日現地調査での質疑・意見) 市道00-122号線(予定)終点に設置された大気質等の調査地点は近くに工場もあり、大型車両も良く通る。普段から交通量は多いのか。	(10月20日現地調査での回答) 幹線道路ということもあり、交通量はあります。道の両側が工業団地になっている関係で、トラックの往来も多いです。	
19	調査・予測・評価	大気質	(10月20日現地調査での質疑・意見) 大気質の予測については、車種の割合をある程度想定した計算をしているのか。	(10月20日現地調査での回答) 交通量、車両速度、車種を想定した計算を行っています。	
20	調査・予測・評価	水質	(10月20日委員会での質疑・意見) 資料2 p.41において、浮遊物質量の調査結果は放流口で17~170mg/L、松崎下流で5~160mg/L、宗像船尾で8~430mg/Lとあるが、p.42の現況では、放流口160mg/L、松崎下流80mg/L、宗像船尾670mg/Lとある。p.42の現況はどの地点で測定されたものか。	(10月20日委員会での回答) 確認後、回答します。 (10月20日委員会後の追加回答) 資料2 p42の現況は、p.41の図に示す予測地点と同名の調査地点で測定されたものです。p.42の現況に誤りがあり、放流口:170mg/L、松崎下流:160mg/L、宗像船尾:430mg/Lが正です。	
21	調査・予測・評価	水文環境	(10月20日委員会での質疑・意見) ごみピット設置工事による地下水の流れへの影響はないか。	(10月20日委員会での回答) ごみピット設置工事に際して土留めを残置するものとして、地下水の流れへの影響を予測していますが、変動の予測は最大でも-0.27mであり、大きな影響はないものと考えています。	
22	調査・予測・評価	水文環境	(12月21日委員会での質疑・意見) 地域特性を考えると、地下水の流れよりも涵養量の変化が問題となる。地下水位の予測結果は最大-0.27mであり大きな影響はないとの見解であったが、これは涵養量の減少を示しており、地下水の循環に影響が生じることに留意されたい。 また、代替措置として計画されている雨水浸透設備の設置にあたっては、印旛沼流域水循環健全化会議において定めている印旛沼ルールを参考にされたい。 なお、新川・印旛沼地域は国土交通省のかわまちづくり採択されており、関連地域に位置するという観点から、水循環に配慮されたい。	(12月21日委員会での回答) 次期施設からの排水は、全て下水道に放流し、河川には放流いたしません。雨水については対象事業実施区域内に防災調整池を設置し、一定量の放流を行う予定です。 本日ご意見いただいた点についても、留意しながら事業を進めてまいります。 (12月21日委員会後の追加回答) 地下水位の予測結果最大-0.27mは工事中であり、施設完成後の予測結果は最大-0.07mとなりますが、雨水浸透設備の設置等により、地下水の循環に影響に留意しながら事業を進めてまいります。	
23	調査・予測・評価	土壌	(10月20日委員会での質疑・意見) 地下水中の鉛と砒素が環境基準を超過している理	(10月20日委員会での回答)	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解	備考
			由について教示願いたい。	対象事業実施区域及びその周辺に、鉛及び砒素の環境基準超過の原因となり得るものはなく、自然由来によるものと考えています。	
24	調査・予測・評価	土壌	(10月20日委員会での質疑・意見) 環境基準の超過が確認された鉛及び砒素以外の項目については水質分析を講じないのか。	(10月20日委員会での回答) 鉛及び砒素以外は、環境基準値以下であるため、水質分析は不要と考えています。	
25	調査・予測・評価	土壌	(10月20日委員会での質疑・意見) 調査地点において、地下水中の鉛及び砒素濃度の長期的な測定は行わないのか。	(10月20日委員会での回答) 現在、地下水中の鉛及び砒素濃度は、環境基準を超過しているものの排水基準は下回っているため、排水基準を超過している場合は、処理を施してから排水する計画としています。	
26	調査・予測・評価	植物・動物	(10月20日現地調査での質疑・意見) 重要種の移植計画があるとのことだったが、どこへ移植するのか。	(10月20日現地調査での回答) 地域振興策事業用地内など、当組合所有地への移植を予定しています。	
27	調査・予測・評価	植物・動物	(12月21日委員会での質疑・意見) 資料2-3No.24で「重要種の移植計画」とあるが、重要種とは具体的にどのような種か。 ラン類の移植は特に難しいと考えられる。専門家の意見も聞いたうえで対応されたい。	(12月21日委員会での回答) 今回の調査では植物、動物、昆虫類等の重要種が確認されました。 植物の重要種としては、対象事業実施区域内でキンラン、タシロラン等が確認されています。また、動物の重要種としては、カヤネズミ、カケス、アオバネホソクビゴミムシ等が確認されています。 対象事業実施区域内の改変区域に生育する植物の重要種については、組合の所有地への移植を予定しています。 (12月21日委員会後の追加回答) ラン類を含む重要種の移植に際しては、専門家の助言を受けて確実に実施いたします。	
28	調査・予測・評価	植物・動物	(12月21日委員会での質疑・意見) 移植後の経過観察等ほどの程度の期間を予定しているのか。	(12月21日委員会での回答) 準備書p.818のとおり、施工時の4年間においては、重要種移植後に2回/年、供用時においては3年間、2回/年の事後調査を実施します。	
29	調査・予測・評価	植物・動物	(10月20日現地調査での質疑・意見) 移植場所は施設が建設されそうな場所を避けているのか。	(10月20日現地調査での回答) ご理解のとおりです。	
30	調査・予測・評価	植物・動物	(10月20日現地調査での質疑・意見) 計画道路(将来市道)と重なる動植物の調査地点はあるのか。	(10月20日現地調査での回答) 一部重なる調査地点があります。	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解	備考
3 1	調査・予測・評価	植物・動物	(10月20日現地調査での質疑・意見) 動植物の調査地点が適正か、今後考える必要があるものと思われる。	(10月20日現地調査での回答) 方法書の審議の際もご意見をいただいておりますが、環境影響評価の対象とならない事業の範囲についても、環境保全措置を行う予定です。	
3 2	調査・予測・評価	景観	(10月20日委員会での質疑・意見) 準備書 p732 図 7.2-144 に、新川千本桜の開花期での眺望景観の写真が掲載されているが、この時期にサクラほどの程度咲いていたのか。写真手前の枝では蕾があまり膨らんでいないように見えるが、実際には8割から9割咲き位でないと正しい評価が出来ないと考えられる。	(10月20日委員会での回答) ご指摘の写真では手前側がソメイヨシノ、奥がカワヅザクラの並木となっており、奥のカワヅザクラは8割咲きからほぼ満開となっています。この2種の開花が重なる時期はなかなかなく、次期施設とカワヅザクラと同時に視野に入ることを考慮し、また調査地点の新川千本桜はカワヅザクラの並木で有名であることから、カワヅザクラの開花時期に撮影を行いました。	
3 3	調査・予測・評価	景観	(10月20日委員会での質疑・意見) 環境保全措置として建物のデザインを工夫すると記載されているが、デザインとしてはどのようなものを想定されているか。	(10月20日委員会での回答) 景観への配慮としては、次期施設の要求水準を「周辺環境に調和した自然の魅力を感じる施設」と設定し、入札参加者から提案を求めることとしております。ただし、新川千本桜側から見ると次期施設は視覚的にかなり狭いので、実際にはほとんど影響がないものと考えております。	
3 4	調査・予測・評価	人と自然との触れ合いの活動の場	(1月26日委員会での質疑・意見) 印旛沼は景観の保全が非常に重要だと思う。今後、国交省のかわまちづくりの計画の第2期が進められていくことで、より人触れの場として利用者が増えてくる。人触れの場の景観についても配慮があると良い。	(1月26日委員会での回答) 対象事業実施区域は高台に位置し、印旛沼やサイクリングロードから次期施設自体を見渡すことが難しいという状況を踏まえて、準備書において予測評価をしており、影響は小さいものと考えています。	
3 5	監視計画	監視計画	(12月21日委員会での質疑・意見) 準備書 p. 818 の表 9.2-2 で、土壌については湧出地下水中の鉛及び砒素を調査することだが、これは事後調査に当たるのか。	(12月21日委員会での回答) 事後調査には、工事期間中に行われる調査と運営開始後に行われる調査があります。土壌については、工事期間中の掘削工事のタイミングで調査を行います。	
3 6	監視計画	監視計画	(10月20日現地調査での質疑・意見) 沿道の大気測定等の事後調査のモニタリングも調査地点（市道 00-122 号線（予定）終点）と同じ地点で実施するのか。	(10月20日現地調査での回答) ご理解のとおりです。	
3 7	その他	その他	(10月20日委員会での質疑・意見) 現在、小型家電はどのような扱いとしているか。	(10月20日委員会での回答) 小型家電は不燃ごみとしての回収を基本としていますが、関係市町の公共施設に小型家電廃棄ボックスを設置しており、こちらでの回収もあわせて実施しています。 (10月20日委員会後の追加回答)	

No.	項目	細目	質疑・意見の概要	都市計画決定権者の見解	備考
				回収した小型家電製品（リチウムイオン電池含む。）は施設内で一時保管し、有価物として専門業者に売り払いしています。	
38	その他	その他	(10月20日委員会での質疑・意見) プラ新法に基づき、プラスチックは今後どのように処理する予定か。	(10月20日委員会での回答) プラ新法に基づく製品プラスチックの資源化については、すぐに対応できるものではありません。関係市町と協議のうえ、組合管内の事業者と調整を図りながら、検討を進めていきたいと考えています。	
39	その他	その他	(10月20日委員会での質疑・意見) 現在、容器リサイクル法に基づくプラスチックの回収は実施しているか。	(10月20日委員会での回答) 実施しています。	
40	その他	その他	(10月20日委員会での質疑・意見) 知事意見に対し、収集に際して電気自動車の導入を検討するという見解があったが、組合管内の収集業務は直営と委託それぞれどの程度の割合か。	(10月20日委員会での回答) 現施設では収集運搬業務を全て委託しています。次期施設でも同様に全て委託で実施する予定です。電気自動車については、組合で購入することではなく、委託事業者に導入を促進するものとなります。	
41	その他	その他	(10月20日委員会での質疑・意見) 次期施設稼働後の現施設跡地利用について、方針が決まっているようであれば教示願いたい。	(10月20日委員会での回答) 現施設跡地利用の方針はまだ確定していません。今後関係市町と協議の上決定する予定です。	
42	その他	その他	(10月20日現地調査での質疑・意見) 地域振興策の用地買収は既に済んでいるのか。	(10月20日現地調査での回答) 買収には順次着手していますが、地域振興策は基本計画の段階であるため、具体的な実施設計等はこれからになります。	
43	その他	その他	(10月20日現地調査での質疑・意見) 対象事業実施区域近くの鉄塔の高さはどのくらいか。今後鉄塔がなくなることはあるか。	(10月20日現地調査での回答) 40mです。鉄塔がなくなる予定はありません。	